

横浜市税制研究会「緑の保全・創造に向けた課税自主権 の具体的活用に関する意見（中間整理）」について

1 税制研究会の設置趣旨

広く本市の政策目的の実現に向け、課税自主権の活用について検討していくため、昨年 8 月に、税制の有識者による横浜市税制研究会を設置。

設置以来、横浜市中期計画（平成 18 年策定）に掲げられた「横浜みどりアップ計画」の財源確保策を始め、緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用について検討中。

2 委員（五十音順・敬称略）

青木 宗明（神奈川県 経営学部教授）（座長）
加藤 秀樹（慶応義塾大学 総合政策学部教授）
金澤 史男（横浜国立大学 経済学部教授）
柴 由花（明海大学 不動産学部准教授）
田谷 聡（一橋大学大学院 法学研究科教授）
望月 正光（関東学院大学 経済学部教授）

3 これまでの活動状況

緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用をテーマとして、関係局から施策についての説明を受けながら、これまで研究会を 7 回、現地視察を 1 回実施。

○ 第 1 回研究会（平成 19 年 8 月 2 日（木））

設置趣旨、当面のテーマ（緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用）、検討の進め方等を確認。

○ 第 2 回研究会（平成 19 年 9 月 11 日（火））

○ 第 3 回研究会（平成 19 年 10 月 31 日（水））

関係局から、緑をめぐる状況やこれまでの取組み等について説明を受け、議論を実施。

※ この間、並行して、環境創造審議会において緑施策について議論されており、平成 19 年 12 月 18 日に、環境創造審議会から「緑施策の重点取組」について、本市に提言。

緑の環境整備のための財源確保等、緑を取り巻く諸情勢に対応するための重点取組について、10 大拠点等まとまった緑の保全、市街地の身近な緑の保全と創造、多様な主体の参加と協働の推進等、4 つの方向性を提示（別紙 1 参照）。

→ 都市経営・行政運営調整委員会に税制研究会の活動状況を報告（平成 19 年 12 月 19 日（水））

〔 第 1 回研究会から第 3 回研究会までの活動状況、環境創造審議会からの提言、今後の予定等について報告（別紙 1 参照）。 〕

○ 第 4 回研究会（平成 19 年 12 月 25 日（火））

環境創造審議会からの提言を踏まえ、緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する中間報告をとりまとめ。

（中間報告のポイント）（別紙 2 参照）

- ・ 「あくまでも税は政策目的実現のための手段であり、まずは政策である」という点を確認。
- ・ 新たな税負担の導入、税負担の軽減等、課税自主権活用の際に留意すべき点として、緑の多面性に対応した検討、使途の明確化の必要性等を指摘。
- ・ 他県等の先行事例を基に、市民税均等割への超過課税、法定外税等、考えられる新税の方向性を整理。

○ 市内緑地現地視察（平成 20 年 2 月 8 日（金））

新治市民の森、三保市民の森、川井緑地保全地区、その他斜面緑地等を現地視察。

○ 第 5 回研究会（平成 20 年 3 月 28 日（金））

○ 第 6 回研究会（平成 20 年 4 月 24 日（木））

関係局から、緑の保全・創造に向けた施策案（地権者にできるだけ緑を維持してもらいことができるような支援の実施や、相続等やむをえない場合の一定の買入れ、緑化の推進等）、追加必要財源額の試算状況の説明を受け（別紙 3 参照）、財源確保策の一環として新たな税負担を求める場合の方法として、市民税（個人・法人）均等割への超過課税や緑の減少を伴う開発事業への法定外税等について議論を実施。

→ 都市経営・行政運営調整委員会に税制研究会の活動状況を報告（平成 20 年 5 月 16 日（金））

〔 第 4 回研究会から第 6 回研究会までの活動状況、平成 19 年 12 月の中間報告のポイント、環境創造局が示した緑の保全・創造に向けた施策案・追加必要財源額の試算状況、今後の予定等について報告（別紙 3 参照）。 〕

○ 第7回研究会（平成20年5月22日（木））

課税自主権の具体的な活用方策（新たな税、税負担軽減策）、市民参画の仕組みづくり等について議論を実施。

緑に関する市民向けの取組が近々予定されるなど、今後、様々な議論が進められることが見込まれることから、これらの動きに合わせ、これまでの検討状況を中間的に整理することとし、中間整理案について議論を実施。

※ その後、委員間で中間整理の内容を調整のうえ、平成20年6月5日に、「緑の保全・創造に向けた課税自主権の具体的活用に関する意見（中間整理）」として、本市に提出。

4 今後の予定

7月頃に予定されている関係局による施策・事業費の具体化の後に、第8回研究会を開催し、残された諸課題について詳細な検討を行ったうえで、税制研究会として最終報告をとりまとめていく予定（7月末を目途）。

本市としても、税制研究会の最終報告の内容を踏まえ、広く市民の意見を伺いながら、市としての対応を検討のうえ、市会での議論に付していく予定。

税制研究会の中間整理（平成 20 年 6 月 5 日）の主な内容

（背景）

市内の緑の多くは地権者の負担と努力で維持されてきたが、相続や後継者不足などの課題があり、毎年約 100ha の樹林地・農地が減少している。こうしたなか、横浜市では、横浜みどりアップ計画により、緑被率 31% の維持・向上を掲げ、緑豊かなまち横浜を次世代に継承していく取組を進めていくこととしている。

1 課税自主権活用に関する基本的考え方

- ・ 緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用方策として、「新税の創設」と「税負担の軽減による誘導策」をセットで実施していくことが適当である。
- ・ あわせて、新税の使い方や効果等に関して継続的にフォローアップしていく市民参画の仕組みを導入すべきである。

2 新税の創設

緑の保全・創造に向けた新税として、市民税（個人・法人）均等割への超過課税によって、多くの市民の方々に広く薄く負担をお願いしていくことが適当である。

- ・ 横浜は緑に被われた豊かな環境が残されているが、首都圏としての立地環境等から、強力な開発圧力にさらされており、緑は年々大きく減少している。
- ・ このような横浜において、緑を保全・創造していくためには大きなコストを要し、これは、他都市の行政需要や標準的税負担による行政需要を超える水準のコストと考えられる。
- ・ 緑の保全・創造による受益は、市民である個人・法人に広く及んでいくことから、課税手法としては市民税（個人・法人）均等割の超過課税がふさわしいと考えられる。

<参考>

法定外税についても、緑の伐採や開発事業を対象に検討を行ったが、課税の根拠や課税技術の点でいくつかの課題が残る点や、法で求められる水準を超えて税負担を求めることが適切かどうか等の点から、導入は難しいのではないかという結論になった。

3 税負担の軽減による誘導策

- ・ 税負担の軽減は、原則として、補助金を含めその他の有効な手法について幅広く検討を行ったうえで、限定的に実施すべきである。
- ・ 固定資産税・都市計画税の減免を行っている「市民の森」や「緑地保存地区」の制度等について、広く周知を進め、指定拡大につなげていくことが必要。
- ・ また、新たに、身近な緑化の更なる促進等に向けた固定資産税・都市計画税の軽減策を検討し、実施していくことが考えられる。

4 市民参画の仕組みづくり

- ・ 課税自主権の活用にあたっては、市民の理解と納得が欠かせない。市民参画の仕組みについても、あわせて議論を行っていくことが重要。
- ・ 公募市民による効果検証など、横浜らしい市民参画の仕組みづくりに向け、工夫を重ねていくことが必要。

5 今後の課題

- ・ 今後、横浜みどりアップ計画の施策・事業費の具体化、新税以外の方法による財源確保策の検討、課税手法の詳細検討等が必要。
- ・ 市民税（個人・法人）均等割の超過課税を行う場合の具体的な税率（超過負担額）は、施策や必要財源額を整理するとともに、新税以外の方法による財源確保等の内部努力についても十分検討したうえで、引き続き議論。
- ・ 現時点での横浜みどりアップ計画の概算事業費（約 150 億円）を前提に、必要とされる一般財源を全て市民税均等割超過課税によってまかなうことと仮定した場合、年間、個人 1,300 円程度、法人は規模に応じた均等割額の 13% 程度（6,500 円～390,000 円）になると試算。
- ・ 新たな税負担軽減策や市民参画の仕組みづくりについても、市民の関心が一層高まり、十分な効果がえられるよう、具体化に向けた詳細な検討が必要。

平成 19 年 12 月 19 日
都市経営・行政運営調整委員会
席 上 配 付 資 料
行 政 運 営 調 整 局

横浜市税制研究会について

1 税制研究会の設置趣旨

広く本市の政策目的実現に向け、税制の活用について検討していくこととし、本年 8 月に、税制の有識者による横浜市税制研究会を設置。

2 委員 (五十音順・敬称略)

青木 宗明 (神奈川県 経営学部教授) (座長)
加藤 秀樹 (慶応義塾大学 総合政策学部教授)
金澤 史男 (横浜国立大学 経済学部教授)
柴 由花 (明海大学 不動産学部専任講師)
田谷 聡 (一橋大学大学院 法学研究科教授)
望月 正光 (関東学院大学 経済学部教授)

3 平成 19 年度のテーマ

緑の保全・創造に向けた税制の活用

4 開催状況

(1) 第 1 回 (8 月 2 日 (木))

委員から「政策がまず初めにあって、税は手段。どのような政策を実施していくのか十分把握したうえで税の議論に入っていくべき」との指摘。

(2) 第 2 回 (9 月 11 日 (火))、第 3 回 (10 月 31 日 (水))

環境創造局から、緑をめぐる状況やこれまでの取組み等について説明を受け、議論を実施。

(3) 第 4 回 (12 月 25 日 (火)) (予定))

12 月 18 日に、環境創造審議会から、「緑施策の重点取組」の方向性について提言が出されたことを受け、議論を実施し、中間とりまとめを行う予定。

(4) 今後の予定

年明け以降、研究会を 3 回程度開催。

税制の活用に関する具体的な議論を行い、年度末にとりまとめを行う予定。

○ 参考

昨日、環境創造局が、「環境創造・資源循環委員会」で配付した説明資料及び緑施策の重点取組についての提言を別添で付けています。

横浜市環境創造審議会からの提言について

横浜市が取り組むべき「地球温暖化防止」や「緑化の推進」の施策について、横浜市環境創造審議会から3つの提言を受けましたのでご報告します。

1 検討経過

平成19年6月5日に開催した横浜市環境創造審議会において、「地球温暖化対策検討部会」と「緑化推進部会」が設置され、今後の横浜市が取り組むべき施策について専門的な検討が進められました。さらに、審議会において各部会の提言案について審議が行われ、本日提言が提出されました。

2 横浜市環境創造審議会からの提言

- (1) 今後の地球温暖化対策について 中間取りまとめ
- (2) 緑施策の重点取組について 提言
- (3) 緑化地域制度の導入について 提言

3 各提言の概要

(1) 今後の地球温暖化対策について 中間取りまとめ

「将来像」として、本市の中長期的な温室効果ガス排出量の目標を設定し、達成のために施策の展開を図るべきであると提言をいただきました。

「分野ごとの基本戦略」では、7つの基本分野ごとに、それぞれ基本戦略が掲げられています。

《7つの基本分野》

- ①まちづくり（建物） ②まちづくり（交通） ③まちづくり（ヒートアイランド対策の推進、良好な水環境やみどりの創造） ④まちづくり（都市構造）
- ⑤企業・事業活動 ⑥個人・家庭生活 ⑦再生可能エネルギーの利用拡大

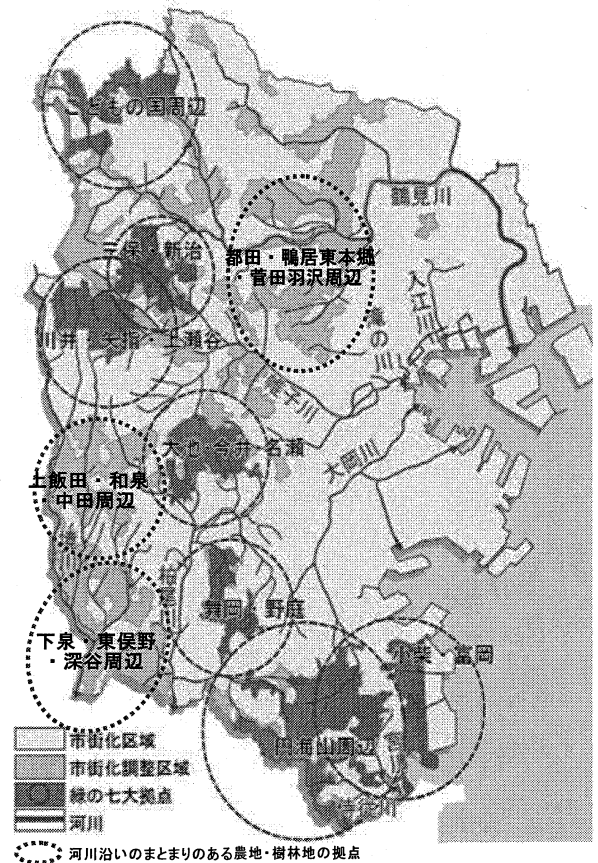
「推進のための仕組みづくり」では、「脱温暖化に関する制度整備」や「多様な市民参加による行動促進」などに言及されています。

(2) 緑施策の重点取組について 提言

「水と緑の基本計画 (H18. 12)」及び「中期計画 (H18～22)」のリーディングプロジェクトである緑の総量（緑被率 31%）の維持向上を目標とした「横浜みどりアップ計画」に基づき、横浜市が今後新規・拡充して重点的に取り組むべき「緑施策の重点取組」についての提言をいただきました。

提言では、地球温暖化対策や緑の環境整備のための財源確保等、緑を取り巻く諸情勢に対応するため、4つの重点取組についての方向性が示されました。

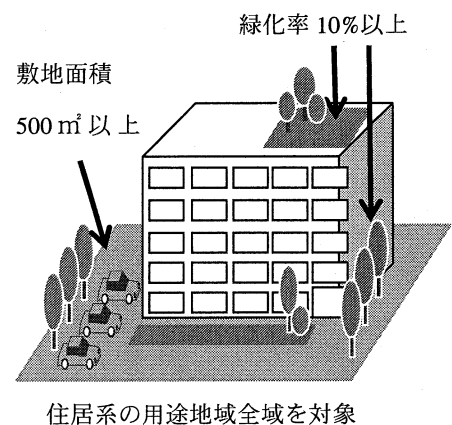
- ① 10大拠点等まとまった緑の保全
緑地所有者の負担軽減や相続時の支援など、持続的に保有できる仕組みづくり 等
- ② 市街地の身近な緑の保全と創造
緑化地域制度の拡大、屋上緑化の推進 等
- ③ 樹林地等の維持管理・運営
所有者の維持管理負担軽減、緑地の質の向上、市民利用の促進、緑の資源循環促進 等
- ④ 多様な主体の参加と協働の推進
市民、企業の自発的な取組の推進、自然とのふれあいの機会創出 等



(3) 緑化地域制度の導入について 提言

緑化地域制度の横浜市への導入については

- ① 緑化地域を市内の住居系用途地域全域に指定
 - ② 緑化率の最低限度を 10%
 - ③ 対象となる敷地面積の規模を 500 m²以上
- とし、この制度の導入にあたっては
- ① 市民が自発的に緑化する環境づくり
 - ② トータルな緑化制度の構築
 - ③ 緑化の質的維持・向上の施策
- について取り組むように提言をいただきました。



横浜市環境創造審議会について

横浜市環境創造審議会は、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、設置しています。横浜市の環境の保全及び創造に関する事項について調査審議をしていただきます。

- (1) 設置条例 横浜市環境創造審議会条例
 (2) 施行日 平成19年4月1日(横浜市環境審議会に横浜市緑の環境整備審議会を統合)
 (3) 委員定数 20人(任期2年)
 (4) 横浜市環境創造審議会委員名簿

氏名	役職	備考
梅田 誠	元横浜市教育委員長(財)木原記念横浜生命科学振興財団理事長	会長
猪狩 庸祐	弁護士	副会長
進士 五十八	東京農業大学地域環境科学部教授	副会長
相澤 貴子	水道局技術顧問	
織 朱實	関東学院大学法学部准教授	
北村 喜宣	上智大学法学部教授	
河野 正男	中央大学経済学部教授	
後藤 史子	横浜市立小学校長会代表	
後藤 ヨシ子	横浜商工会議所副会頭	
小堀 洋美	武蔵工業大学環境情報学部教授	
佐々木 明男	横浜市町内会連合会代表	
佐土原 聡	横浜国立大学大学院環境情報研究院教授	
志村 善一	横浜市JA連絡会議代表	
新海 毅	横浜市医師会副会長	
高梨 雅明	独立行政法人 都市再生機構 地方都市整備・公園担当理事	
田代 洋一	横浜国立大学国際社会科学部研究科教授	
長岡 裕	武蔵工業大学工学部教授	
檜垣 宏子	鶴見川を再発見する会代表	
藤巻 司郎	横浜市造園協会会長	
水野 貴美	横浜市環境教育推進委員会委員	

(5) 地球温暖化対策検討部会委員名簿

氏名	役職	備考
佐土原 聡	横浜国立大学大学院環境情報研究院教授	部会長
河野 正男	中央大学経済学部教授	副部会長
飯田 哲也	特定非営利活動法人 環境エネルギー政策研究所所長	専門委員
小川 泰子	社会福祉法人 いきいき福祉会専務理事総合施設長	専門委員
多田 博之	ジャパン・フォー・サステナビリティ共同代表	専門委員
中原 秀樹	武蔵工業大学環境情報学部教授	専門委員
渡辺 パコ	特定非営利活動法人 環境リレーションズ研究所監事	専門委員

(6) 緑化推進部会名簿

氏名	役職	備考
小堀 洋美	武蔵工業大学環境情報学部教授	部会長
後藤 ヨシ子	横浜商工会議所副会頭	
佐々木 明男	横浜市町内会連合会代表	
高梨 雅明	独立行政法人 都市再生機構 地方都市整備・公園担当理事	
高見沢 実	横浜国立大学大学院工学研究院准教授	専門委員

税制研究会の中間報告（平成19年12月26日）の主な内容
～「緑の保全・創造に向けた課税自主権活用に関する中間報告」～

1 緑の保全・創造に向けて税を活用する際の留意点

税の活用方策としては、財源確保のための既存税目への超過課税や、法定外税、あるいは、税制自体のインセンティブを活用した特定政策目的のための規制的課税の強化、税負担の軽減などが考えられるが、あくまでも税は政策目的実現のための手段であり、まずは政策をどうするかについて、しっかりとした検討が行わなければならない。その上で、税の活用策を検討していく際は、次のような点などに留意する必要がある。

○ あらゆる選択肢の検討

最初から特定の税制案に絞り込むことなく、あらゆる選択肢の検討を行っていく必要があり、市民にとって最も適切な方策を慎重に審議していく必要がある。

○ 緑の多面性に対応した検討

緑の持つエリアや性格に多面性に応じ、施策のための財源確保を図るのか、税負担の軽減など税制自体のインセンティブの活用を図るのか、といった対応を使い分ける必要がある。

○ 他の手法と関係

規制・負担軽減・施策のための財源確保の3つをセットにして検討し、税の担うべき役割や具体的活用方法を考えていく必要がある。

○ 使途の明確化等

新たな負担を求める場合、基金等を活用して税収の使途を明確にするとともに、併せて、定期的に検証を行う仕組みを設けておく必要がある。

2 他県等の先行事例を基に考えられる新税の方向性

(1) 新たな税負担の意義

税の活用方策としては、新たな税負担の創設と税負担の軽減の2つの方向があるが、まずは、市民に正面から必要性を説明し、新税の検討を優先すべきであり、こうした観点から、中間報告では新税の方向性をとりまとめたものである。

(2) 他県等の先行事例を踏まえた検討

他県等では、森林や水源環境関係の税制について導入されているが、その際の具体的方法としては、受益と負担の関係に着目し、広く「個人・法人に対して住民税の超過課税」を行う方法がある。また、一方で、その他にも緑を始めとした環境に負荷を与える行為等に対して、「特別の受益関係や原因関係に応じた法定外税」を課している例などもある。これらを参考に、あらゆる選択肢、可能性を視野に入れ、検討を進めていく必要がある。

(3) 新税の方向性

あくまでも一般論であるという前提をおいた上で、他県等の先行事例を基に考えられる新税の方向性について整理を行った。

ア 標準税率を採用している既存税目への超過課税

(ア) 個人市民税均等割

緑が有する多面的な機能に着目すれば、緑を保全・創造する受益は、広く市民一般に及ぶと考えられるため、個人市民税均等割の超過課税を行っていくことは想定可能である。

(イ) 個人市民税所得割

緑の保全・創造に向けた財源確保を図っていく場合に、応益的な考え方に、応能的な側面を加味していくことは可能である。

(ウ) 法人市民税均等割

緑が有する多面的な機能に着目すれば、緑を保全・創造する受益は、個人、法人を問わず広く及ぶと考えられるため、法人市民税均等割の超過課税を行っていくことは想定可能である。

(エ) 法人市民税法人税割

法人税割についても応益的な考えに応能的な側面を加味することも可能だが、横浜市では、法人税割については、既に制限税率上限まで超過課税を行っている点を考慮する必要がある。

(オ) 固定資産税

固定資産の所有者全てで、緑の保全・創造に向けて、一定の負担を行っていくという合意に基づいて、固定資産税に対する超過課税を実施することは、あり得ないとは言えない。

イ 法定外税

法定外税は、政策目的実現に向け、税自体のインセンティブを効かせつつ、あわせて税収も確保していくことができる手法である。緑の保全・創造に向け法定外税を活用していく場合は、まず、「土地利用規制など直接規制」と「経済的手法である税活用」の役割分担をどう行っていくか、十分に検討することが必要である。

横浜市税制研究会の活動状況について

○ 第4回研究会（平成19年12月25日（火））

緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関して中間報告をとりまとめ。

（中間報告のポイント）

- ・「あくまでも税は政策目的実現のための手段であり、まずは政策である」という点を確認。
- ・新たな税負担の導入、税負担の軽減等、課税自主権活用の際留意すべき点等を整理。

○ 市内緑地現地視察（平成20年2月8日（金））

新治市民の森、三保市民の森、川井緑地保全地区、その他斜面緑地等を現地視察。

○ 第5回研究会（平成20年3月28日（金））

○ 第6回研究会（平成20年4月24日（木））

環境創造局から、緑の保全・創造に向けた施策案、追加必要財源額の試算状況の説明を受け、財源確保策の一環として新たな税負担を求める場合の方法として、市民税（個人・法人）均等割への超過課税や緑の減少を伴う開発事業への法定外税等について議論を実施。

（主な意見状況）

- ・ 既存財源との整理や、新たな負担を求める場合の理由等について、市民の納得が得られるよう、わかりやすく示していく必要がある。
- ・ 緑豊かな環境を維持・向上していく受益は、住民である個人・法人に広く及んでいくと考えられる。追加財源の確保を検討していく場合は、市民税（個人・法人）均等割への超過課税を中心に考える必要があるのではないか。
- ・ 開発に絡めて、緑被率の向上につながるようなインセンティブが効く法定外税の創設を工夫していけないか。
- ・ 土地を所有する地主や開発事業者が木を伐採することに負担を求めていくことは、根拠の説明が難しいのではないか。

○ 第7回研究会（平成20年5月22日（木））（予定）

引き続き、課税自主権の具体的な活用方策（新たな税、税負担軽減策）等について検討を行っていく予定。

【参考】

第1回研究会（平成19年8月2日（木））

第2回研究会（平成19年9月11日（火））

第3回研究会（平成19年10月31日（水））

環境創造局から、緑をめぐる状況やこれまでの取組み等について説明を受け、議論を実施。

横浜みどりアップ計画関連概算事業費について

横浜みどりアップ計画の推進にあたり、将来にわたって緑の総量の維持・向上を図るため、新たな制度等の活用や財源確保策を検討していくこととしています。

そこで、平成 19 年 12 月の横浜市環境創造審議会からの提言「緑施策の重点取組について」等をふまえた、今後の新規・拡充施策の概算事業費について、報告いたします。

これを広く、関係者・市民等に説明し、ご意見をいただくとともに、横浜市税制研究会にも提示し、さらに議論を深めてまいります。

1 経緯等

<18 年度>

- 12 月 横浜市水と緑の基本計画 確定・公表
横浜みどりアップ計画（中期計画重点施策）確定・公表
- 2 月 市街化調整区域のあり方検討委員会 最終答申

<19 年度>

- 5 月 副市長プロジェクト「横浜みどりアップ・脱温暖化プロジェクト」設置・検討
- 9 月 市街化調整区域の農地・樹林地所有者アンケートの実施
- 12 月 横浜市環境創造審議会からの提言「緑施策の重点取組について」
環境創造・資源循環委員会への報告（審議会提言、アンケート結果概要）
横浜市税制研究会 中間報告
- 3 月 **環境創造・資源循環委員会への報告（横浜みどりアップ計画の基本的枠組について）**
農政施策検討会 設置

2 横浜みどりアップ計画関連概算事業費

緑の多くは民有地に依存しており、これらを保全していくためには相続時等の買入や日常の維持管理など、様々な支援が必要です。

これらをふまえた横浜市環境創造審議会からの提言「緑施策の重点取組について」等にもとづき、既存事業に対して新規・拡充すべき施策（裏面参照）の、現時点での関連事業の概算事業費の合計は、次のとおりとなります。

横浜みどりアップ計画関連概算事業費（新規・拡充） 約 150 億円／年 （参考：H20 予算 約 36 億円 対 H20 予算増嵩分 約 114 億円）
--

今後は、農政施策検討会や市民アンケート等をふまえて、施策・事業費の具体的な検討をすすめ、7 月頃を目途にとりまとめてまいります。

3 今後の進め方

横浜みどりアップ計画について、土地所有者をはじめ広く市民・関係団体等へ説明し、ご意見をいただくため、様々な手段で取組を進めていきます。

- (1) 土地所有者の理解と協力
 - ・「農政施策検討会」開催（～6 月）
目的：農地の保全を図るうえで必要となる農業支援施策を検討
構成：農業者・学識経験者・関係団体・市民
 - ・土地所有者への説明、意見把握
- (2) 市民への説明、意見把握
 - ・1 万人アンケートの実施（5 月～）
 - ・シンポジウムの開催（6 月～）
- (3) J A 等関係団体への説明、意見把握

横浜みどりアップ計画の基本的な枠組にもとづいた新規・拡充すべき施策

■ 樹林地をまもる

相続対策
相続税への対応策の強化

維持管理の支援
小規模な樹林地の施策の充実
日常の維持管理負担を支援

市民の理解と協力
市民の理解と協力、協働を進める施策の拡充

国への制度要望の追加
物納緑地等の新たな保全制度の創設等の働きかけ

緑地保全制度の拡充
指定面積の引き下げ等の検討など
〈拡〉指定地の拡大による相続等不測の事態に対応した買入の拡充
概算事業費：約120億円（H20予算 約31億円）
〈新〉土地所有者の維持管理の支援と併せて、相続税の更なる評価減を適用できる制度の導入を検討

新たな市民協働による維持管理・利用促進のしくみの創設
所有者と市民・事業者をつなぐコーディネート機能の創設など
〈拡〉樹林地の維持管理
〈拡〉利用促進（拠点活用、人材育成、環境教育、等）
概算事業費：約9億円（H20予算 約2億円）

よこはま協働の森基金制度の抜本改正
維持管理も含めて幅広く活用できる基金制度への改正を検討
〈拡〉基金の拡充
概算事業費：約2億円（H20予算 約0.1億円）

借地公園制度による収穫体験の場の整備・促進
〈新〉農作物の収穫体験等の場の整備に借地公園制度の適用を検討
概算事業費：約2億円（H20予算 ー（新規））

■ 農地をまもる

相続対策
相続税への対応策の強化

農地保全と農業振興対策
農家が安心して農業を続けられるよう支援の実施

担い手の育成
高齢化、後継者不足などによる担い手不足の対策を拡充（労働力の確保）

国への制度要望の継続や相続対応のしくみの創設
納税猶予制度の適用地の拡大に向けた、国への働きかけの強化など
〈新〉相続税納税資金の借り入れに対する利子補給制度を検討
〈新〉相続時の農地の公的機関による買い取りを検討
概算事業費：約8億円（H20予算 ー（新規））
※農政施策検討会で検討中

大消費地にある利点を活かし、より収入をあげる農業への支援
市民が新鮮で安心な農作物を手に入れられる地産地消の促進など
※農政施策検討会で検討中

農業を手伝ってもらいたい人への支援策拡充
農作業の受託組織の育成や市民による援農を拡大など
※農政施策検討会で検討中

農地を耕作できない人への支援策拡充
遊休農地の貸付の推進、民設の市民農園の設置誘導強化など
※農政施策検討会で検討中

■ 緑をつくる

市街地の緑化推進
身近な緑の創造

市街地の民有地や公共施設等の緑化や支援策拡充
〈拡〉民有地、公共施設緑化等の拡充（屋上緑化、壁面緑化等）
概算事業費：約9億円（H20予算 約3億円）

※ が新たな施策展開に伴う事業費概算の内訳 合計約150億円

（参考）H20予算 約36億円 対H20予算増高 約114億円

※ 概算事業費は、単年度あたりの事業費で、用地の買入れ費用については、水と緑の基本計画期間中（21年度～37年度）事業費総額を計画期間（17年）で割り戻したものです。また、現時点では試算値ですが、今後の施策の具体的な検討を踏まえ、事業費については7月頃を目途にとりまとめます。

緑の保全・創造に向けた課税自主権の 具体的活用に関する意見（中間整理）

平成 20 年 6 月
横浜市税制研究会

目 次

中間整理にあたって	1
1 横浜市を目指す緑施策の概要	2
(1) 緑をめぐる状況	
(2) 横浜市を目指す緑施策	
2 課税自主権の具体的活用に関する意見(中間整理段階)	4
(1) 基本的考え方	
(2) 新たな税の検討	
(3) 施策誘導を目的とした税負担の軽減	
(4) 市民の理解と参画	
3 今後の課題	12
(1) 緑施策案の策定	
(2) 新税以外の方法による財源確保	
(3) 課税手法の詳細検討	
(4) 税負担軽減策の詳細検討	
(5) 市民の理解と参画の仕組みづくり	
資料1 横浜市税制研究会の活動状況	
資料2 横浜みどりアップ計画の基本的な枠組に基づいた新規・拡充すべき施策	

中間整理にあたって

横浜市税制研究会では、昨年8月以降、横浜市の緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用をテーマに、7回にわたり検討を行ってきた。

あらためて言うまでもなく、税は政策目的実現のための手段であり、税を構想する上で、どのような施策を行うかが重要である。特に、市民に対して標準以上の税負担をお願いする場合には、既存の税負担によってまかなう施策や事業以上に、なぜ新たな施策を行っていく必要があるのか、それによってどのような効果がえられるのかといった点について、より詳細な説明を市民に行う必要がある。

このような考え方のもと、本研究会では、環境創造審議会からの提言等を受けた市の施策案、追加必要財源額の試算状況等について説明を受けながら、税としてどのような貢献が可能か、課税自主権の活用方策について、新たな市民負担となる新税の創設をも視野に入れた検討を行っている。

当初の予定を超え検討を継続しているが、これもすべて慎重な検討を心がけているためであり、最終報告までにさらに熟慮を加えていきたいと考えている。

税の検討は以上の状況にあるが、市の施策案に市民意見を反映させるための市民1万人アンケートが実施され、また今後、市民向けのシンポジウム等の取組も予定されるなど、幅広い議論が行われることが期待される。

そこで、これらの動きに合わせ、新たな市民負担を含めた検討の状況を参考にしていただけるよう、最終報告に先立って本研究会の課税自主権活用に関する意見を中間的に整理することとした。

今後、さまざまな機会を利用して幅広く市民の意見を議論に反映させつつ、最終報告をとりまとめてゆくことにしたい。

平成20年6月5日

横浜市税制研究会

座長	青木	宗明
委員	加藤	秀樹
委員	金澤	史男
委員	柴	由花
委員	田谷	聡
委員	望月	正光

1 横浜市の目指す緑施策の概要

(1) 緑をめぐる状況

横浜市は大都市でありながら、緑（樹林地・農地等）に被われた豊かな環境が残されている。

これまで、樹林地については、「特別緑地保全地区」などの国の制度や、「市民の森」、「緑地保存地区」など市独自の制度、農地については、「農地法による土地利用規制」や「相続税納税猶予」などの国の制度や、「農業専用地区」、「恵みの里」などの市独自の制度を活用し、市内の緑の保全に努めてきた。

しかしながら、近年の開発の実施等に伴い、緑の総量は減少を続けており、昭和 50 年（1975 年）には 45.4% あった緑被率が、平成 16 年（2004 年）には 31.0% と 30 年間で約 14 ポイント減少し、現在も、毎年、日産スタジアム 15.5 個分にあたる約 100ha の樹林地・農地が失われている。

既存の緑の多くは、民有地に依存しており、今、残っている緑は地権者の負担と努力によって維持されてきたものだが、相続対応や維持管理費負担、高齢化・後継者不足など多くの課題がある。地権者の努力だけでは守り続けられない状況になっており、このままでは、さらに緑が減少していくことが想定されている。

(2) 横浜市の目指す緑施策

このような中で、横浜市では、平成 18 年に「横浜市基本構想（長期ビジョン）」を策定し、「豊かな自然環境と都市活動が持続的に共存できるまち」を目指していくこととした。

そして、平成 37 年までを目標年次とする「横浜市水と緑の基本計画」及び横浜市中期計画に位置づけられた「横浜みどりアップ計画」において、緑被率 31% の総量の維持・向上を掲げ、緑豊かなまち横浜を次世代に継承していくための取組を進めていくこととしている。

具体的には、昨秋実施された市街化調整区域の農地・樹林地所有者に対するアンケート結果や、環境創造審議会からの提言

に基づき、地権者にできるだけ緑を維持してもらおうことができるような支援の実施や、相続等やむをえない場合の一定の買入れ、緑化の推進、市民共有の財産として緑の価値を高め、市民利用の促進を図るための維持管理水準の向上等が検討されている。

このような新たな施策を進めていくために、あくまで現時点における一つの試算であるが、概算で年間約 150 億円（用地買入費用について、水と緑の基本計画期間中の事業費総額を計画期間で割り戻すなどして算出）の事業費を必要とし、平成 20 年度関連事業予算額との対比では、114 億円程度の増嵩になるものと見込まれている。

横浜市の緑をめぐる状況及び目指す緑施策の概要は以上のとおりであるが、横浜市は、首都圏の好条件の立地環境にあって強い開発圧力にさらされており、かつ、緑の多くが民有地に依存している。このような大都市横浜において、緑を守り続けることの困難さと緑を保全・創造していくことの重要性について、アンケートによる意見やシンポジウムなどをはじめとする幅広い議論を踏まえた上で、横浜みどりアップ計画の施策・事業費を具体化していく必要がある。

2 課税自主権の具体的活用に関する意見（中間整理段階）

（1）基本的考え方

緑の保全・創造に向けた施策として、規制や補助・支援など、多様な手法を検討していく必要があるが、これらの手法の一つとして、課税自主権を活用し、緑の保全・創造に貢献していくことが考えられる。それぞれの手法の長所をバランスよく組み合わせていくなかで、税の担うべき役割や具体的活用方策を考えていくことが重要である。

そのような前提に立ったうえで、課税自主権の具体的な活用方策としては、①施策に必要となる財源確保に向けた新税（既存法定税目への超過課税、法定外税）、②税制自体のインセンティブを活用した新税（法定外税）、③施策誘導を目的とした税負担の軽減が考えられる。

課税自主権の活用方策としては、新税の創設と税負担の軽減による誘導策をセットで実施していくことが適当である。

また、課税自主権の活用にあたっては、いうまでもなく市民の理解と納得が欠かせない。したがって、税の使い方や効果等に関して継続的にフォローアップしていく市民参画の仕組みについても、あわせて議論を行っていくことが重要である。

このような基本的考え方に立ち、課税自主権の具体的な活用方策と市民参画の仕組みについて、次のとおり中間的な整理を行った。

（2）新たな税の検討

ア 財源確保に向けた新税の検討

（ア）標準的な公共サービスとの関係

標準的なサービスは、既存の税負担によってまかなわれるのが原則であり、財源確保のために新たな負担を求めるためには、市民ニーズに対応した横浜市固有のサービスなど、標準的なサービスを越える事業を行っていくという前提が必要となる。

そこで、新税の可能性について見てみると、先に触れた

ように、横浜市は大都市でありながら、緑に被われた豊かな環境が残されている。これは横浜市の特徴であり、かつ魅力である。過去に行われた市民アンケート等の結果から、市民も、大都市における生活の利便だけでなく、豊かな緑のある良好な生活環境の維持に対する意向（ニーズ）をあわせて持っていることが明らかになっている。

しかし、横浜市は、首都圏という巨大都市圏の中で、とりわけ好条件の立地環境にあることから、非常に強い開発圧力にさらされており、豊かな緑は、年々大きく減少し続けている。

横浜市は、こうした市民の意向に応え、緑豊かなまち横浜を次世代に継承していくため、今後、「横浜みどりアップ計画」等で既存の緑施策を大きく拡大（量的・質的）していこうとしており、その実現には大きなコストを要することが想定されているところである。

こうした状況を踏まえれば、横浜市が行おうとしている緑施策にかかる事業費は、他都市の行政需要や標準的税負担による行政需要を超えた水準のコストであるといえ、新たな負担を求める場合の理由等についてわかりやすく示したうえで、広く市民の理解と納得をえて、新たな負担をお願いしていくことも十分可能であると考えられる。

（イ）課税手法の選択 ～市民税（個人・法人）均等割超過課税

課税手法の選択にあたっては、実現しようとする施策によってどのような対象に受益が及ぶか、特別な原因関係を有する対象があるかといった点を踏まえ、受益や原因に対応した課税手法を選んでいく必要がある。

特に、特定の行為等を捉えて、一部の納税義務者に税負担を課していく場合は、目的に照らして、手段として税によることが適当であるかどうか、十分に検討していく必要がある。

a 受益との関係に基づく課税手法の検討

そこで、まず、受益との関係について見てみると、憩いや景観形成、ヒートアイランド対策、CO2 吸収、新鮮・安全な食料生産、防災などといった緑が有する多面的な機能に着目すれば、緑の総量を維持・向上させ、その価値を向上させていくことによる受益は、市民である個人・法人に広く及んでいくと考えられる。

このような点を考慮すると、新たな負担を検討する場合の手法としては、地域社会の費用を、広く住民が負担するという性質を有する税である市民税（個人・法人）均等割への超過課税によって、多くの市民の方々に広く薄く負担をお願いしていく方法によることがふさわしいと考えられる。

なお、市民税（個人・法人）均等割への超過課税に関しては、神奈川県の水源地を保全・再生するための個人県民税（均等割・所得割）超過課税（いわゆる水源地環境税）との関係や、横浜市が行っている法人市民税（法人税割）超過課税との関係整理が必要となる。

そこで、まず、県の水源地環境税について見ると、これは、県民への良好な水の供給を目的に県西部を中心とした森林保全事業経費に充てるものであり、横浜市の緑地保全に対する活用（交付金等）はなく、市が検討している超過課税との重複はない。

また、市の法人市民税超過課税について見ると、これは、都市基盤整備や地震防災対策に向けた負担として、道路橋梁整備や公共建築物の長寿命化等に活用されているが、法人税割のみに適用されており、実際の納税者も、全体の2%程度（平成18年度実績）である。

こういった点を考慮すると、二重課税や加重課税にあたるものではないと考えられる。

b 特別な原因関係に基づく課税手法の検討

緑の減少を伴う開発事業は、緑減少の直接的な原因で

あると考えられることから、広く市民の方々に負担をお願いしてゆくこととの釣り合いを考えれば、特別な原因関係に着目し、開発事業に向けた一定規模以上の緑の伐採に対して法定外税として一定の負担を求めることができないかを検討する必要があると判断した。

そこで多方面から慎重な審議を行ったが、汚染物質の排出に対する対策のような場合と異なり、緑を減少させること自体を原因として直ちに税負担を求めることには法律上様々な課題があり、またこのような税は、既存の開発には課税されず、むしろこれまで緑の保全に協力してきた方々が持つ土地に限り課税されることとなることから、公平性の点でも課題が残るとの結論となった。

イ 税制自体のインセンティブを活用した新税の検討

緑の伐採に対する新税は課題が残るとの結論となったが、一方で、緑減少を伴うものに限らず、すべての開発事業などを対象として、緑化拡大効果が生じる法定外税を設けていくことはできるのではないかという意見があり、次のような案について議論を行った。

(ア) 法定外税案

a 趣旨

緑被率の維持・向上に必要な緑化率による緑化面積を下回る開発に対し、実際の緑化割合に応じた一定の税負担を求めるとともに、これを超える緑化に対しては補助金を交付することにより、開発事業における緑化を推進する。

b 具体的な税制の形態

(a) 現行の「横浜市の開発事業の調整等に関する条例」等で、土地の用途ごとに設定されている緑化率（以下「規制緑化率」という。）を上回る緑化率を設定（以下「誘導緑化率」という。）。

- (b) 誘導緑化率は、緑被率の維持に必要な水準を設定（例：規制緑化率＋10％）。
- (c) 各開発事業を対象に、誘導緑化率に基づく緑化面積と実際の緑化面積との乖離面積を対象に課税。
- (d) 誘導緑化率を超える緑化を行った場合は、この税によってえられた税収を原資として、補助金を交付。

c 案の評価

市民に広く薄く負担をお願いする一方で、緑被率の維持・向上に必要な緑化率を誘導していくためにインセンティブ税制を仕組んでいくことは、横浜らしい税制の一つのアイデアとして重要であり、存在意義は極めて高いと考えられる。

しかしながら、そもそも、法で求められる水準を超えて負担を求めるのが適切かどうかという課題がある。

さらに、課税技術的にも、課税標準や税率をどのように設定していくのか、また、あくまで開発時課税であり、後々の緑の伐採等にどう対処していくのかといった課題がある。

以上から、具体的なインセンティブ税制について成案をうるには至らなかった。

ウ 新たな税の検討に関する中間整理

これら多くの観点から検討を慎重に行った結果、新たな税を創設するならば、市民税（個人・法人）均等割への超過課税によって、多くの市民の方々に広く薄く負担をお願いしていくのが適当であろうとの結論に至った。

(3) 施策誘導を目的とした税負担の軽減

ア 基本的考え方

特定施策誘導手法としては、守秘義務の関係で個別の軽減額を公表できない税負担の軽減よりも、補助金の方が透明性の点で優れている。

したがって税負担の軽減という手法は、安易に多用すべきではなく、限定的な手法として活用すべきである。具体的には、補助金を含めその他の有効的な手法について幅広く検討を行ったうえで、①補助金と比較してより効果があがるような場合や、②補助金の効果をより促進していくために補助金とあわせて活用していく場合に限定して行っていくことが適当である。

イ 具体的活用方策

横浜市では、既に、緑の環境をつくり育てる条例に基づいて指定された緑地（市民の森、緑地保存地区等）について、固定資産税・都市計画税を全額減免する措置を講じている。

指定緑地の拡大が課題となっているが、当該減免措置は大きなインセンティブとなりうるものであり、広く周知を進めていくことで、緑地指定拡大につながっていくものと考えられる。

この他、身近な緑化を更に促進していくため、建築行為等の際に一定基準以上の緑化を行った場合に助成等とあわせて固定資産税・都市計画税を軽減していくことや、道路沿いに一定の植樹帯を設けて緑化した場合に軽減を行っていくことが考えられる。また、広く市民と緑のふれあいの場として活用される土地に対して軽減を行っていくことも考えられ、これらによって、緑の保全・創造に寄与していくことが可能である。

（４）市民の理解と参画

ア 基本的考え方

新たな負担を求める場合は、市民の理解と納得がえられるかどうか極めて重要であり、特に、緑の保全・創造は、行政だけでできることではなく、市民の強い支持をえるとともに、市民の参加・協働がない限り、そもそも成り立っていないと考えられる。

横浜市では、40年以上も前から、緑の保全・創造に向けた

取組を広く支えていくため、市民・企業・NPO などによる環境活動等、多様な主体の参加と協働の取組の推進を掲げてきた。例えば昭和 46 年（1971 年）に創設された横浜市独自の「市民の森制度」は、乱開発によって失われつつある緑の保存を図るため、土地所有者の理解と協力により保全されてきた緑地を市民に広く開放し、市民による「愛護組織」でその管理を行っていかうとする画期的な制度で、後の都市緑地法の市民緑地制度の前身となったものである。このように、横浜では早くから市民との協働による取組が盛んに行われてきた。

今回、緑の減少に歯止めをかけ、かけがえのない環境を将来へ引き継ぐことを目的とした新たな負担を市民に求めるためには、これまで以上に市民の理解と参画に支えられることが重要である。そのためには、施策そのものへの市民参画はもちろん、どのような使い方がされ、どのような効果があったかという効果検証についても、これまでの取組をさらに発展させた仕組みを作り上げていくことが重要である。

イ 具体的取組

今後予定されているシンポジウムなどを活用した様々な議論を通じ、市民に緑の重要性と新たな負担の必要性について理解していただき、市民の合意形成につなげていくことが重要である。

また、新たな税を緑の保全と創造にとって真に意義あるように使っていくための仕組みが重要である。

そこで、新たな税収を既存の税収と分けて使い方を明確化するとともに、税収が緑の保全と創造に適切に使われていくため、市民の参画により直接的に市民の声が施策に反映され、市民にとってもいっそう関心が高まるような仕組みづくりが必要である。具体的には、公募市民、関係団体、外部有識者等をメンバーとする会議を設置し、事業効果の検証、施策の点検、今後の計画への提言、さらなる市民協働や意識啓発に

向けた検討等を行うことが考えられる。また、この会議運営に際しては、例えば、緑の保全・創造に係る活動を行っている市民や団体が参加できる会議等を区と連携して開催し、区や地域レベルにおけるニーズ・関心・具体の活動を汲み取るなど、大都市横浜においてもきめ細かな取組となるよう検討する必要がある。

3 今後の課題

今後、次のような課題を整理したうえで、最終報告を行っていくこととする。

(1) 緑施策案の策定

先にも触れたように、あくまでも税は政策目的実現のための手段であり、どのような施策を行うかが重要である。特に、市民に対し、市民税均等割超過課税によって標準以上の税負担をお願いする場合には、既存の税負担によってまかなう施策を超えて、なぜ、新たな施策を行っていく必要があるのか、それによってどのような効果がえられるのかといった点を明らかにしていく必要がある。

緑の多くが民有地に依存しており、相続や維持管理、後継者不足などにより緑を守っていくことが困難である現実を踏まえるとともに、アンケートにおける意見やシンポジウムなどをはじめ幅広い議論を踏まえながら、横浜みどりアップ計画の施策・事業費の具体化を図る必要がある。

(2) 新税以外の方法による財源確保

新たな市民負担について理解と納得をうるためには、まず、既存の投資的な事業の振替や更なる事務事業費の見直しによる財源捻出に加え、寄附の拡充等による新たな財源確保といった内部努力が必要である。これらについて十分検討を行ったうえで、新たな負担を求める場合の理由等について、市民の納得がえられるよう、わかりやすく示していく必要がある。

(3) 課税手法の詳細検討

ア 市民税均等割超過課税を行う場合の具体的な税率の設定

先に見たとおり、横浜みどりアップ計画の新規・拡充施策の概算事業費として、年平均約 150 億円という試算があり、平成 20 年度関連事業予算額との対比では 114 億円程度の増嵩となる。この財源としては、国費や市債(将来的には償還に留意する必要がある。)などの特定財源のほか、一般財源として

は、3分の1程度（約38億円）が想定されると説明されている。

仮に、これらの全てを市民税（個人・法人）均等割超過課税によってまかなうこととした場合、個人の超過負担額は、概ね1,300円程度、法人は規模等に応じた均等割額の13%程度（6,500円～390,000円）になると試算される（先行他県で多く実施されている個人・法人間の税率設定状況を基に試算。）。

もちろん、これは、現時点の試算状況を前提に、必要とされる一般財源を全て市民税均等割超過課税によってまかなうことと仮定した場合の試算にすぎない。

今後、具体的な税率の設定について、横浜みどりアップ計画の施策・事業費の具体的な検討を進め、それに必要な財源を整理するとともに、先ほど触れた新税以外の方法による財源確保努力を尽くしたうえで、詳細に検討していくことが必要となる。

さらにいま一つ重要な点として、市民税均等割の税率については、こうした財政上の必要性だけで決定できるものではなく、すべての市民（一定の低所得者を除く。）が所得の多寡にかかわらず均等に負担するという均等割制度の性格からして、税率の設定には自ずと一定の上限があることを記しておきたい。

こうした点を十分考慮し、今後、市民の負担感に十分配慮したうえで、市民意向を踏まえた税率設定の検討を行っていくことが必要である。

イ 課税期間の設定

新たな負担を求める場合の課税期間をどのように設定するかについては、緑地所有者に対する長期・継続的な支援という点を重視し、水と緑の基本計画期間中とする考え方と、経済状況や財政状況、市民意向の変化等に対応するため5年程度とする考え方がある。今後、緑の保全・創造に向けた具体

的な事業計画の策定にあわせ、課税期間をどのように設定していくか整理していく必要がある。

(4) 税負担軽減策の詳細検討

先に掲げた新たな負担軽減策の具体化に向け、税負担の公平性を損なうことがないような対象範囲の設定や、対象捕捉方法について、詳細な検討を行い、広く市民に受け入れられ、十分な効果がえられる制度を設計していく必要がある。

(5) 市民の理解と参画の仕組みづくり

緑の重要性や新たな負担の必要性などについて市民の理解をえるため、アンケートやシンポジウムなどを活用するとともに、多くの市民に伝わるよう、より広く効果的な情報発信を行っていく工夫が必要である。

また、新たな財源について真に意義のある使い方をしていくため、新たな税収と既存の税収とを分ける仕組みを構築するとともに、市民の参画により、直接的に市民の声が施策に反映され、市民にとってもいっそう関心が高まるような仕組みづくりが必要である。

横浜市税制研究会の活動状況

- 第1回研究会（平成19年8月2日（木））
- 第2回研究会（平成19年9月11日（火））
- 第3回研究会（平成19年10月31日（水））
関係局から、緑をめぐる状況やこれまでの取組み等について説明を受け、議論を実施。
- 第4回研究会（平成19年12月25日（火））
緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関して中間報告をとりまとめ。
（中間報告のポイント）
 - ・ 「あくまでも税は政策目的実現のための手段であり、まずは政策である」という点を確認。
 - ・ 新たな税負担の導入、税負担の軽減等、課税自主権活用の際留意すべき点等を整理。
- 市内緑地現地視察（平成20年2月8日（金））
新治市民の森、三保市民の森、川井緑地保全地区、その他斜面緑地等を現地視察。
- 第5回研究会（平成20年3月28日（金））
- 第6回研究会（平成20年4月24日（木））
関係局から、緑の保全・創造に向けた施策案、追加必要財源額の試算状況の説明を受け、財源確保策の一環として新たな税負担を求める場合の方法として、市民税（個人・法人）均等割への超過課税や緑の減少を伴う開発事業への法定外税等について議論を実施。
- 第7回研究会（平成20年5月22日（木））
課税自主権の具体的な活用方策（新たな税、税負担軽減策）、市民参画の仕組み等について議論を実施。
中間的整理案について議論を実施。

■ 樹林地をまもる

相続対策
相続税への対応策の強化

維持管理の支援
小規模な樹林地の施策の充実
日常の維持管理負担を支援

市民の理解と協力
市民の理解と協力、協働を進める施策の拡充

国への制度要望の追加
物納緑地等の新たな保全制度の創設等の働きかけ

緑地保全制度の拡充
指定面積の引き下げ等の検討など
〈拡〉指定地の拡大による相続等不測の事態に対応した買入の拡充
概算事業費：約120億円 (H20 予算 約3.1億円)
〈新〉土地所有者の維持管理の支援と併せて、相続税の更なる評価減を適用できる制度の導入を検討

新たな市民協働による維持管理・利用促進のしくみの創設
所有者と市民・事業者をつなぐコーディネート機能の創設など
〈拡〉樹林地の維持管理
〈拡〉利用促進 (拠点活用、人材育成、環境教育、等)
概算事業費：約9億円 (H20 予算 約2億円)

よこはま協働の森基金制度の抜本改正
維持管理も含めて幅広く活用できる基金制度への改正を検討
〈拡〉基金の拡充
概算事業費：約2億円 (H20 予算 約0.1億円)

借地公園制度による収穫体験の場の整備・促進
〈新〉農作物の収穫体験等の場の整備に借地公園制度の適用を検討
概算事業費：約2億円 (H20 予算 ー (新規))

■ 農地をまもる

相続対策
相続税への対応策の強化

農業振興対策
農家が安心して農業を続けられるよう支援の実施

担い手の育成
高齢化、後継者不足などによる担い手不足の対策を拡充(労働力の確保)

国への制度要望の継続や相続対応のしくみの創設
納税猶予制度の適用地の拡大に向けた、国への働きかけの強化など
〈新〉相続税納税資金の借り入れに対する利子補給制度を検討
〈新〉相続時の農地の公的機関による買い取りを検討
概算事業費：約8億円 (H20 予算 ー (新規))
※農政施策検討会で検討中

大消費地にある利点を活かし、より収入をあげる農業への支援
市民が新鮮で安心な農作物を手に入れられる地産地消の促進など
※農政施策検討会で検討中

農業を手伝ってもらいたい人への支援策拡充
農作業の受託組織の育成や市民による援農を拡大など
※農政施策検討会で検討中

農地を耕作できない人への支援策拡充
遊休農地の貸付の推進、民設の市民農園の設置誘導強化など
※農政施策検討会で検討中

■ 緑をつくる

市街地の緑化推進
身近な緑の創造

市街地の民有地や公共施設等の緑化や支援策拡充
〈拡〉民有地、公共施設緑化等の拡充 (屋上緑化、壁面緑化等)
概算事業費：約9億円 (H20 予算 約3億円)

※ が新たな施策展開に伴う事業費概算の内訳 合計約150億円

(参考) H20 予算 約36億円 対H20 予算増嵩分 約114億円

※ 概算事業費は、単年度あたりの事業費で、用地の買入れ費用については、水と緑の基本計画期間中(21年度~37年度)事業費総額を計画期間(17年)で割り戻したものです。また、現時点では試算値ですが、今後の施策の具体的な検討を踏まえ、事業費については7月頃を目途にとりまとめます。